

事務連絡
令和2年9月30日

各障害児通所支援事業所管理者 様
(政令市・中核市を除く)

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課長

障害児通所支援事業における自己評価結果公表について (周知)

平素から本県の障害児通所支援事業の推進に格別のご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、標記の件については、兵庫県の電子申請システムにより報告をいただいているところですが、1年に1度更新することとなっているため、今年度につきましても、保護者へのアンケート、職場での検討を行っていただき、自己評価結果の更新等行っていただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 対象となる支援：

児童発達支援（医療型児童発達支援は除く）及び放課後等デイサービス

2 報告期限

令和3年2月10日(水) ※早めに報告してください。

ただし、令和2年度に新規指定した事業所については、指定日から1年以内に自己評価等の公表を行い、報告を行ってください。

指定日以降1年間は減算しませんが、猶予期間を超えた場合は当該月から減算の適用となります。（例：R2.9.1に新規指定→R3.8.31までは減算なし）

3 減算の適用期間及び適用範囲：

「報告がされていない月」から「当該状態が解消されるに至った月まで」、
利用児童全員について15%の減算を適用。

★公表・報告していないにも関わらず、通常請求すると国保連エラーとなります。★

4 報告方法

(1) 兵庫県への報告方法：下記指定URLから入力 ※メール報告ではありません。

●指定URL（入力用フォームへのリンク）●

<https://www.shinsei.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/dform.do?id=1601337069455>



(次ページに続く)

【実施方法】

次の①から⑦の手順で自己評価を行い、その結果を公表する。

- ① 保護者等に対して、「児童発達支援・放課後等デイサービス評価表【保護者用】」（別添様式1）を配布したアンケート調査を実施する。
- ② 保護者等から回答及び「ご意見」欄の記述を取りまとめる。
注）アンケート結果については、5年間保存しておくこと。
- ③ 保護者等による事業所評価の結果を踏まえた職員全員での討議を通じた項目ごとの事業所評価を実施する。
- ④ 「児童発達支援又は放課後等デイサービス事業に係る自己評価結果公表用」（別添様式2）により、速やかに職員間で課題や改善すべき点についての検討を行い、改善目標や改善内容を立案する。なお、討議の結果は書面に記録し、職員間で共有する。
注）職場での討議記録については、5年間保存しておくこと。
- ⑤ 取りまとめた別添様式2を事業所ホームページに掲載して公表する。
注）ブログ等への掲載では不可。事業所等の公式ホームページに掲載すること。
- ⑥ 公表した改善目標・内容に沿った速やかな取り組みを行い、事業所の更なる質の向上を図る。
- ⑦ 上記指定 URL 入力フォームにより必要項目を入力し、報告する。

【その他】

- (1) 入力内容に修正が生じた場合も指定 URL からの入力で報告してください。
- (2) 多機能型の場合は、自己評価結果の公表については、多機能事業所全体で公表しても差し支えないこと。（「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」）
- (3) 様式は、独自様式でも使用可であるが、規定項目は全て満たす必要がある。
- (4) 概ね、1年間に1度は、再評価して公表・報告してください。

☆ 中核市内の事業所は、中核市ごとに申請方法・申請時期等が異なりますので、各中核市の担当課にお問い合わせください。

(問合せ先：兵庫県)	
障害福祉局障害福祉課障害福祉基盤整備班	TEL 078-341-7711
阪神南・阪神北・東播磨地域	(担当：新庄 内線：3012)
北播磨・西播磨・但馬地域	(担当：藤井 内線：2968)
中播磨・丹波・淡路地域	(担当：高木 内線：3044)